

## 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養されている方の特例郵便投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方で、一定の要件に該当する方は令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便投票」ができます。

### [特例郵便投票制度の概要](#) (PDF)

#### ■ 要件

以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置にかかる期間が投票しようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特定郵便投票ができます。

特定患者等	① 感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方。
	② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている方。

#### ■ 投票用紙等の請求

令和3年10月27日(水) 午後5時00分(必着)まで

[投票用紙の申請手続きについて](#) (PDF)

[受取人払郵便物の表示](#) (PDF)

[特例郵便投票請求書](#) (WORD) ※2ページ目に記載例があります。

投票用紙は、与那原町選挙管理委員会へ郵送で送付しなければならないので、なるべく早く投函するようにお願いします。

※ ご不明な点は町選挙管理委員会へお問い合わせください。

与那原町選挙管理委員会 ☎098-945-3394